

今後の主な施策について

1 事業者向け指針の策定及び事業者報告書制度の改正（令和7年度実施）

(1) 指針・事例集の策定

事業ごみの減量と資源循環を進めるため、事業者に実践して頂きたい86の取組と、本市内で実践されている28の具体的な優良事例等をまとめた「ごみ減量&資源循環のための指針・事例集」を令和8年2月に策定し、配布・活用を開始。

(参考資料 2-1)、参考資料 2-2参照)

(2) 事業者報告書制度の改正

「しまつのこころ条例」に基づき、ごみの発生量や減量等に関する取組状況などの報告（毎年）を義務付ける事業者報告書制度を実施。同制度には事業用大規模建築物減量計画書、特定食品関連事業者減量計画書、2R取組等事業者報告書の3制度があり、報告対象や報告内容が異なる。

令和6年度から同制度の点検を行っており、その結果、令和8年度（令和7年度実績の報告等）から、次のとおり制度の改正等を行う。

ア 制度対象や報告書様式の見直しによる効率化

3制度で一部異なっていた報告対象を2区分に整理し、対象となる制度の判別を容易にするとともに、複数制度の対象事業者が報告書の作成・提出が一括でできるよう、報告方法を見直し、事業者の事務負担の軽減を図る。

➡複数の報告が必要な事業所は、実質的には9割程度削減できる見込み。

また、報告書様式を見直し、事業者の事務負担の軽減、誤記防止のほか、報告書受理後の本市での集計作業の効率化、分析の高度化を図る。

イ 指針との報告書制度の連動及び進捗管理の充実

指針・事例集に掲載した各取組について、報告書に状況報告欄を設けて、各事業者における進捗状況の把握・管理を可能とする。

➡事業者にとってもPLAN(計画)とDO(実行)の企画検討の際には、指針・事例集を参考にさせていただくとともに、CHECK(評価)とACTION(改善)の際には報告書によって進捗管理を効果的に行うことができる。また、指針・事例集の浸透・定着にもつながる。

ウ フィードバック等を通じた取組意欲の増進

各事業者に対して、ごみ量や進捗状況の経年変化や同業種間の相対評価などのフィードバックを行い、事業者の更なる取組促進を図るとともに、本市のホームページ等で業種別等の取組概況を公表し、事業者報告書制度の取組効果や進捗状況の見える化を図る。

2 令和8年度に実施予定の施策について

(1) リチウムイオン電池対策

令和8年1月14日に本市南部クリーンセンター選別資源化施設内粗大ごみピットで起きた火災事故を踏まえ、リチウムイオン電池に起因する火災リスクを下げるため、リチウムイオン電池の使用品目や排出方法等の周知徹底、回収拠点の拡充、持込ごみでの1台ごとの搬入物検査の強化などに取り組む。また、それでもなおごみ処理施設に混入した際の対策として、迅速な初期火災対応に努める。

(2) 発生抑制・資源循環への機運醸成

令和7年度に策定した事業者向け指針・事例集を消費者側の目線で捉えなおした行動指針（市民向け指針）を策定し、その指針を周知することで、「資源循環型ライフスタイルへの転換」を促す。

機運醸成と協働の場として、事業者・市民団体等で構成する協議体を設け、事業者と消費者の認識の相互理解を深めるとともに、事業者間で先進事例・ノウハウ・経験等の共有や、優良事例等の水平展開などを図るための対話を促進する。

(3) 資源物回収拠点の拡充

資源物回収拠点の利用者への実地でのアンケート調査、及び資源物回収拠点の未利用者も対象としたWebでの資源物回収に関するアンケート調査を現在、実施している。

アンケート調査結果を元に、本市の資源物回収拠点拡充の方向性（場所、時間、品目、機能など）を整理し、令和8年度中にその方向性に則した資源物回収に係る実証事業の実施を検討している。

(4) 使い捨てプラスチック対策

消費者が商品購入の際にプラスチック製容器包装の少ない商品を選択できる環境を整えるため、小売店で付加されるプラスチック製容器包装の削減を図るモデル事業を創出する。モデル事業の創出に当たり、小売事業者が行う生鮮食品の量り売りやはだか売り、リユース容器利用などの取組を対象に、事業経費の一部を補助する。

また、レジ袋削減対策として、小売事業者の取組進捗度に応じて、レジ袋販売廃止に向けた紙袋等の転換や、レジ袋削減に向けた有料指定袋として活用できるレジ袋の販売などのモデル事業を事業者との連携・協働により実施する。

(5) 衣類対策

衣類の質の高い資源の循環を進めていくため、本市で拠点回収した古着類の一部を種類や状態ごとに選別し、価値の高いものとしてリユース・リサイクルできる可能性が高い種類の割合等の調査や最適な選別手法について検証する。

加えて、選別したもののうち、リユース可能なものについては、地域団体や小売り店舗等と連携し、本市域内でのリユースルート定着の可能性を検証する。

(6) 観光地における美化推進

食べ歩き等に伴うごみのポイ捨てが特に多く生じている観光地について、捨てられているごみの場所・物・量などの状況等を調査し、そのごみの発生要因等に
応じた対策の実施につなげる。

(7) ごみ出しが困難な高齢者への支援の充実に向けた社会実験

一定の要件を満たす世帯に対し、週に一度、自宅前までごみの収集に伺う、
京都市ごみ収集福祉サービス（通称「まごころ収集」）について、要件を緩和し
支援の対象を拡大するとともに、回収品目を拡大（古着類、小型家電、リチウム
イオン電池等の充電式電池）することで、ごみ出しが困難な高齢者等への支援の
充実に向けた取組を進める。令和8年度は、令和9年度以降の全市展開において、
安定的かつ円滑なサービスを提供していくために、利用を希望される世帯数や
運用上の課題を把握するための社会実験を、対象地域を選定して実施する。